

# 睡眠と生活習慣病フォーラム

日時：平成30年8月31日(金) 19:00~21:15

場所：沖縄県医師会館 3階ホール

沖縄県島尻郡南風原町宇新川218-9 TEL:098-888-0087

製品紹介(19:00~19:05) MSD株式会社

開会の辞 沖縄県薬剤師会女性薬剤師部会  
(19:05~19:10)

村田 美智子先生



~オープニングセッション~ (19:10~20:10)

座長 医療法人HSR 名嘉村クリニック

院長 名嘉村 博先生

演題 I (19:10~19:40)

『当院における睡眠時無呼吸症候群の検討』  
医療法人はごろも会 仲本病院

院長 玉城 仁先生

演題 II (19:40~20:10)

『(仮)不眠と糖尿病疾患の関係』  
稲福内科医院

院長 稲福 徹也先生

~特別講演~ (20:10~21:10)

座長 医療法人輔仁会 田崎病院 副院長 松浦 雅人先生

『なぜ診療報酬改定が必要であったのか  
：今後の不眠症の薬物療法のあり方を考える』

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 睡眠・覚醒障害研究部 部長 三島 和夫先生

閉会の辞 バークレーいむろ心のクリニック 院長 伊室 伸哉先生  
(21:10~21:15)

※会費といたしまして当日参加される医師の方には500円/名を徴収させていただきますことをご了承ください。

※本会におきましては、弊社による旅費の負担が出来ませんことをご了承下さい。

※当日は軽食をご用意しております。

つきましては先生の所属するご施設の院内規定等をご確認頂き、必要な手続き等がありましたらお取りくださいますようお願い申し上げます。

共催：睡眠と生活習慣病研究会 沖縄県薬剤師会 沖縄県病院薬剤師会  
那覇市医師会 MSD株式会社

後援：公益財団法人精神・神経科学振興財団睡眠健康推進機構

(日本医師会生涯教育指定講座 単位申請中)

(日本薬剤師研修センター認定研修 単位申請中)

(日病薬病院薬学認定薬剤師制度 単位申請中)

2018年7月13日

医療法人はごろも会仲本病院  
院長  
玉城 仁 先生 侍史

M S D 株 式 会 社  
代表取締役社長  
ヨハネス・ヤクアベス・ウェストハイゼン

謹啓 時下 先生におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、「睡眠と生活習慣病フォーラム」を開催させていただき運びとなりました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、ぜひとも玉城 仁 先生に演者をお引き受けいただきたくお願い申し上げます。

また、ご承知の通り、製薬協から「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」等が示されたことを受け、弊社では別紙「講演会合意書」を作成いたしました。

まことに恐縮ではございますが、演者をお引き受けいただくにあたり「講演会合意書」をご覧いただき、先生のご了承を賜った上でのご依頼とさせていただきたく存じます。

何卒、諸般の事情をご賢察の上、ご理解賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

謹 白

#### 記

名 称：睡眠と生活習慣病フォーラム

開 催 日：2018年08月31日（金）

会 場：沖縄県医師会館 3階ホール

住所：沖縄県島尻郡南風原町宇新川 218-9

そ の 他：詳細につきましては別紙に記載しておりますので、  
ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以 上

本件に関するお問合せ先

M S D 株 式 会 社

西日本エリア PC九州第1営業部 PC沖縄営業所

三浦 治樹

TEL: 080-5501-8654 (携帯)

E-mail: haruki.miura@merck.com

3386274



## 講演会合意書

玉城 仁（以下「役割者」といいます。）とMSD株式会社（以下「MSD」といいます。）は、MSDが役割者に第1項に定める業務を委託し、役割者がこれを受託することについて、以下のとおり合意します。

### （目的）

- MSDは、役割者に対し、次に定める業務（以下「本業務」といいます。）を委託し役割者はこれを受託します。  
本業務：役割者がMSD共催の「睡眠と生活習慣病フォーラム」において演者を行うものとします。
  - 名称：睡眠と生活習慣病フォーラム
  - 開催日：2018年08月31日（金）
  - 会場：沖縄県医師会館 3階ホール
  - 内容：添付プログラムに記載の役割（演者）なお、本業務の履行に必要な事前準備等があれば、併せてお願いいたします。

### （対価）

- 本業務の対価は、金33,411円（税込）とし、MSDは、本業務の完了後にこれを役割者の指定する銀行口座に振り込むことにより、これを支払います。

### （対価の公開）

- MSDは、MSDの「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に従って、この合意書に基づき、MSDが役割者に支払った対価をMSDのウェブサイト等で公開するものとし、役割者はこれを了承します。  
なお、MSDは、役割者の所属機関、所属部科、役職及び氏名を明示したうえで、本業務に関連して年間の支払件数及び合計金額を公開するものとします。また、対価が役割者の勤務する医療機関以外の法人等に支払われる場合は、当該法人名も明示したうえで年間の支払件数及び合計金額を公開するものとします。

### （経費）

- 本業務を実施するために役割者に交通費が発生する場合は、MSDがその実費を負担いたします。

### （個人情報）

- MSDは、この合意書締結にともなって取得した役割者の個人情報を、対価の支払（経費を含みます）、第3項に基づく対価の公開及び本業務の目的のために合理的な範囲内で使用するものとします。

### （倫理性等）

- 1 役割者は、本業務の履行にあたって、関連する法令及び倫理を遵守するものとします。
- 2 役割者は、報酬の有無を問わず、自身（又はその近親者）の職務又は地位が以下の各号のいずれにも該当しないこと、若しくはこれに該当する場合であっても、当該職務又は地位をもってMSD（本項及び次項においては、MSDの親会社である Merck & Co., Inc., Kenilworth, N. J., U. S. A. 及びその関連会社を含みます）の営業上の利益に関する意思決定などを行う立場にないことを確認します。この合意書の締結後に役割者が以下の各号のいずれかに該当するに至った場合、役割者は、以下の各号のいずれかに該当するに至った旨を、ただちにMSDに通知するものとします。
  - 公務員又はみなし公務員（役割者の地位を利用して他の公務員に働きかけることにより、前述のような意思決定などに影響を及ぼしうる場合を含みます）
  - 医薬品の製造販売承認又は薬価の収載・削除などに関する公的な審議会等の委員
  - WHO（世界保健機関）又はUNICEF（国連児童基金）など、医療・保健衛生等に関する公的な国際機関において職務又は地位を有する者
  - 前三号に定めるほか、MSDの営業上の利益に関する意思決定に関与し得る一切の職務又は地位
- 3 役割者は、MSDの事業に係る行政上の決定又は行為に影響を及ぼす目的で、公務員又はこれに準ずる者に対して資金その他のいかなる資産も直接、間接を問わず一切提供しないことに同意します。
- 4 役割者が本業務を履行するにあたって役割者の所属施設に対する手続きが必要な場合は、役割者の責任において行うものとします。
- 5 役割者は、本業務において以下の事項を行わないものとします。
  - 医薬品の適応外使用又は未承認医薬品の使用の推奨となる情報提供
  - 他の製薬会社及び他の製薬会社の製品の誹謗・中傷
  - 著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害する行為

- (4) 第三者の症例又は研究に関する報告（ただし、当該第三者の症例又は研究の使用・紹介に関して当該第三者から許諾を得た場合及び当該第三者の症例又は研究が学会・文献等で公表されている場合を除きます）
- (5) 症例等に関する報告に際し、個人情報の保護に関する法令、指針及びガイドランス等に抵触する行為
6. 6 役割者は、本業務において聴講者に提示又は配付する資料（スライド及び動画を含みますが、これらに限らないものとし、以下「本資料」といいます。）がある場合、本資料の内容が前項各号に定める事項に該当しないことをMSDが確認するため、第1項記載のプログラムの実施前にMSDに本資料を提供することに同意します。また、本資料に前項各号に定める事項に該当する内容が含まれるとMSDが指摘した場合、役割者は、当該指摘に基づき本資料を修正することに同意します。ただし、役割者は、MSDが前項各号に定める事項が本資料に含まれる旨を指摘しなかったことをもって、第三者の権利侵害等を行ったことにより役割者に生じる責任を免れるものではないものとします。
6. 7 役割者は、本資料にMSDの製品に関する有害事象等の安全管理情報が含まれている場合、当該安全管理情報をMSDに報告することに同意します。また、役割者は、当該安全管理情報をMSDが副作用調査の目的で使用することに同意します。

(予期しない事情に基づく中止)

7. 災害・悪天候又はその他の事情により、MSDにおいて第1項記載のプログラムの実施が困難又は不適切であると判断した場合は、役割者に対する事前の通知と協議を踏まえた上、当該プログラムの開催予定を中止又は延期することができるものとします。

(協議)

8. この合意書に定めのない事項又はこの合意書の内容について明確でない事項が生じた場合は、役割者及びMSDが協議して解決するものとします。

(準拠法/管轄)

9. この合意書は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。この合意書に関し当事者間に紛争が生じた場合、被告の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上、合意の証として本書を2通作成し、役割者、MSDが署名又は記名捺印して各々その1通を保有するものとします。

20 年 月 日

役割者  ご所属住所：  沖縄県那覇市古島1-22-1  
ご所属医療機関：  医療法人はごろも会仲本病院  
ご所属部科・役職：  院長  
お名前：  玉城 仁  
ご署名（自署）：

東京都千代田区九段北一丁目13番12号 北の丸スクエア

MSD M S D 株式会社

代表取締役社長 ヨハネス・ヤクアベス・ウェストハイゼン





2018年7月13日

医療法人はごろも会仲本病院  
院長  
玉城 仁 先生

M S D 株式会社  
代表取締役社長  
ヨハネス・ヤクアベス・ウェストハイゼン



謹啓 時下、先生におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、下記のとおり、MSD共催の「睡眠と生活習慣病フォーラム」を開催させていただき運びとなりました。

つきましては、院長 玉城 仁 先生に演者をお願いいたしたく、ご承諾賜りますようお願い申し上げます。

今般お願いする役割に係りお支払いする対価につきましては、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づいて策定した弊社の指針に従って、弊社ウェブサイト等で公開させていただきます。その際は、玉城 仁 先生のご所属施設、ご所属部科、お役職及びお名前を明示したうえで、お願いする役割に関連した年間の支払件数及び合計金額を公開させていただきますので、こちらにつきましてもご承諾賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

#### 記

名 称 : 睡眠と生活習慣病フォーラム  
日 時 : 2018年08月31日(金) 19:00 ~ 21:15  
会 場 : 沖縄県医師会館 3階ホール  
          沖縄県島尻郡南風原町宇新川 218-9  
内 容 : 添付プログラムをご参照ください。  
謝 礼 : 33,411円(源泉税控除の上、玉城 仁 先生へお支払いいたします。)  
旅 費 : 玉城 仁 先生ご自身の交通費を弊社にて実費負担いたします。

なお、このご依頼に関してご承諾いただけない場合は、恐れ入りますが、末尾に記載いたしました弊社担当者宛にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

MSD株式会社  
西日本エリア PC九州第1営業部 PC沖縄営業所  
三浦 治樹  
TEL:080-5501-8654(携帯)  
E-mail: haruki.miura@merck.com

3386274



医療関係者の皆さまへ

日本製薬工業協会

ご講演におけるCOI(利益相反)状態の開示に関するお願い

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会ならびに会員会社に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は2013年2月に、日本医師会長ならびに日本医学会長より、会員会社が開催します講演会等におきまして、先生方にご講演をお願いいたします際に、下記の如くCOI状態を開示頂くようお願いする旨のご要望をお受け致しました。

ご多用とは存じますが、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

— COI状態の開示について —

会員会社が主催ないし共催します講演会等のご講演に際し、先生のご所属の学会のCOI指針に従い、ご講演の冒頭にご講演内容に関係する企業との金銭的な関係を学会所定の様式にて、聴講される皆さまに開示頂きますようお願い致します。

以上

<参考>

日本医師会・日本医学会「透明性ガイドラインの実施にかかる要望書」(平成 25 年 2 月 26 日)

<要望事項 抜粋>

企業に関わるあらゆる講演会の開催に際して、招聘講師が当該所属学会のCOI指針に従い、講演発表の冒頭に講演内容に関係する企業との金銭的な関係(COI状態)を所定の様式にて聴講者へ開示すること。

## マイナンバーご提供のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2013年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が公布され、2016年1月1日より『社会保障・税番号制度』(マイナンバー制度)が施行されました。

弊社からのお支払いに係る源泉徴収税は、従前より、支払調書を所轄税務署に提出しておりますが、マイナンバー法により、今後はマイナンバーを付記して提出することが義務付けられました。

つきましては、マイナンバー及び法定の本人確認書類(写し)のご提供を賜りたく、ご協力をお願い申し上げます。具体的なご提供の依頼は、委託先の富士通株式会社より改めてご連絡いたします。

弊社は、お預かりするマイナンバーの管理に万全を期すべく、適切なセキュリティー対策を講じ、厳格に安全管理措置義務を遂行いたします。

末筆ではございますが、益々のご健勝をお祈り申し上げます。

謹 白

MSD 株式会社

## ご留意いただきたい事項

1. ご提供に際しては、ご自身のマイナンバー以外に、運転免許証などの本人確認書類（写し）が必要になりますので、予めご準備をお願いします。
2. ご提供の連絡から一定期間を経過してもマイナンバーをご提供いただけなかった場合、再度ご連絡させていただきますのでご了承ください。
3. 再度のご連絡にも拘らずマイナンバーをご提供いただけなかった場合には、マイナンバーを付さない状態の支払調書を所轄税務署に提出いたします。
4. お預かりしたマイナンバーは、支払調書への最終使用年より最長 7 年間を保管期限といたします。
5. 上記保管期限に達するまで、次回以降のお支払いが発生した場合にも、支払調書を所轄税務署に提出する目的にてマイナンバーを使用させていただきます。
6. 本文書の配付は、日本製薬工業協会（製薬協）の監修下で実施しております。

以 上